

広島県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和二年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和二年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

浅塚横田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町原田字鷹止一〇三五七番三 地先から 安芸高田市高宮町原田字鷹止一〇三五七番三 地先まで		八・五〇〇 一・〇〇〇	八・五〇〇 九・〇〇〇	五・五〇	幅員減少 不用物件延長 五・五〇メー トル